

令和 6 年 4 月 23 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名

大田 亨



令和 5 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和5年度政務活動費収支報告書

議員

田嶋 孝

1. 収 入

政務活動費 1224000 円

利 息 4 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費		
研 修 費	<u>209400</u>	
広 報 費	<u>1105062</u>	拉致議員会費、外 議会報告印刷代、外
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費	<u>124460</u>	
資料購入費	<u>118560</u>	書籍代、外
人 件 費	<u>278780</u>	
事務所費	<u>288000</u>	車路代、家賃
合 計	<u>1834222</u>	

3. 残 額

1834222 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和5年度 科目別集計表

科目名				
研修費				
日付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
3/31	南東学後援会	4,000円		1
3/31	安曇県下防衛協会	10,000円		2
3/31	安曇正論懇話会	18,000円		3
3/31	北朝鮮による拉致問題に関する研修会	6,000円		4
3/31	新教育者連盟	5,000円		5
3/31	口元工務・芸術家協会	5,000円		6
3/31	安曇台渡親睦交流会	3,600円		7
3/31	安曇県郷友会	3,000円		8
3/31	日本会議	10,000円		9
3/31	明日への選択地方議員会	2,000円		10
3/31	安曇県防衛議員連盟	7,000円		11
3/31	北の市議会議員会	2,000円		12
11/9	安曇平成市議会 研修会	3,000円		13
3/31	安曇県就業支援事業者研修会	1,000円		14
3/31	安曇拉致対策・市町議会議員会	1,200円		15
3/31	国際地雷処理・地域復興支援会	5,000円		16
2/7	安曇平成市議会 研修会	3,000円		17
3/31	安曇平成市議会 年会費	2,000円		18
9/30	北の市議会議員会	2,000円		19
3/31	倫理研究會	120,000円		20
合計		209,800円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	/
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費			
金 額	4,000、 円		按分率	%
特 記 事 項	関東愛媛県人会、郷土出身者の方への 情報交換			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	平成6年3月29日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してく		振替払込請求書兼受領証		
		口座記号番号 加入者名 金額 ご依頼人 料 金 口座払 額 (61098) N94190008		
		振替払込 請求書 加入者 氏名 金額 ご依頼人 氏名 日 附 印 06-03-12 T501000111 2730 ユチヨ		
		関東愛媛県人会		
		〒4000		
		田 学 様		
		06-03-12 T501000111 2730 ユチヨ		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日		整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費			
金 額	10,000.円		按分率	%
特 記 事 項	愛媛県防衛協会・国防に因りて			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和5年5月15日

☆スパー

振込金受取書

取組日	年 月 日		
金 額	10000		
お振込先	普 普 普		
お受取人	おなまえ	愛媛県防衛協会 089-941-9179	
ご依頼人	おなまえ	伊田 孝 様	
手数料 (消費税を含む)			

上記の金額を正に受け取りました。

取扱金融機関印

(取扱店)

銀行

15

※ 債務確定

購入日、サ

(取扱店→ご依頼人)

です。例えば、物品を購入した場合は
した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日	整理番号	3
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	会費		
金 額	18,000.00円	按分率	%
特 記 事 項	愛媛「正論」懇話会 社会状況変化、経済 状況変化収支		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成5年5月15日	

☆スペースが足りない場合は、別紙

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	加入者名	金額	ご依頼人	料 金	備 考
	愛媛「正論」懇話会	18,000	王井田孝	〒94130009 05-05-15 堀江郵便局	口座払 (61098)

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この振替証は、大切に保管してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費			
金 額	6,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項	北朝鮮に対する拉致問題を考へる 北朝鮮被害者の救出活動支援			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	平成5年5月15日	
☆スぺー	振替払込請求書兼受領証 してください。			
日付記号事務 加入者 金額 二伏額人 料金 口座払 備 (61098) 北朝鮮による拉致問題 を考える愛媛県民会議 46000 王田学 様 N94130008 05-05-15 堀江郵便局				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	5																		
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費																		
使 途 及 び 内 容 等	会費																					
金 額	5,000.-円		按分率	%																		
特 記 事 項	新教育者連盟 教育関係の研究																					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成5年5月15日																				
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付 振替払込請求書兼受領証 記帳事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 <table border="1"><tr><td>加入者番号</td><td colspan="2">[REDACTED]</td></tr><tr><td>加入者名</td><td colspan="2">公益財団法人 新教育者連盟</td></tr><tr><td>金額</td><td colspan="2">¥5,000</td></tr><tr><td>依頼人</td><td colspan="2">王井田一孝</td></tr><tr><td>料金</td><td colspan="2">〒94130007 05-05-15 堀江郵便局</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="2">口座払 (61098)</td></tr></table>					加入者番号	[REDACTED]		加入者名	公益財団法人 新教育者連盟		金額	¥5,000		依頼人	王井田一孝		料金	〒94130007 05-05-15 堀江郵便局		備考	口座払 (61098)	
加入者番号	[REDACTED]																					
加入者名	公益財団法人 新教育者連盟																					
金額	¥5,000																					
依頼人	王井田一孝																					
料金	〒94130007 05-05-15 堀江郵便局																					
備考	口座払 (61098)																					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	7												
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費												
使 途 及 び 内 容 等	会費															
金 額	2,600.- 円		按分率	%												
特 記 事 項	愛媛台湾親善交流会・愛媛と台湾の 友好促進活動															
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成5年5月24日														
☆スペースが足りない場合、振替払込請求書兼受領証																
記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。 <table border="1"><tr><td>口座振替 金加入 手数料</td><td></td></tr><tr><td>加入者名</td><td>愛媛台湾親善交流会</td></tr><tr><td>金 額</td><td>43600</td></tr><tr><td>ご依頼人</td><td>土井田 孝 様</td></tr><tr><td>料 金</td><td>05-05-24 T501000111 口座払 2730 2743</td></tr><tr><td>備 考</td><td>(61098) N94310003</td></tr></table>					口座振替 金加入 手数料		加入者名	愛媛台湾親善交流会	金 額	43600	ご依頼人	土井田 孝 様	料 金	05-05-24 T501000111 口座払 2730 2743	備 考	(61098) N94310003
口座振替 金加入 手数料																
加入者名	愛媛台湾親善交流会															
金 額	43600															
ご依頼人	土井田 孝 様															
料 金	05-05-24 T501000111 口座払 2730 2743															
備 考	(61098) N94310003															

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	8														
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																	
使 途 及 び 内 容 等	会費																	
金 額	3,000.00 円		按分率	%														
特 記 事 項	ふるさとふるさと建設者の慰霊と鎮魂																	
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	平成5年6月30日															
☆スペースが足らない場合は、振替払込請求書兼受領証を添付してください。		振替払込請求書兼受領証																
記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。		<table border="1"><tr><td>口座記号番号</td><td>05-06-30</td></tr><tr><td>加入書名</td><td>愛媛県郷友会</td></tr><tr><td>金額</td><td>3,000.00</td></tr><tr><td>依頼人</td><td>土井田学 様</td></tr><tr><td>科 金</td><td>05-06-30 T501000111</td></tr><tr><td>備 考</td><td>口座払 2730 ユウチャ</td></tr><tr><td>支 店</td><td>(1098) N94110006</td></tr></table>			口座記号番号	05-06-30	加入書名	愛媛県郷友会	金額	3,000.00	依頼人	土井田学 様	科 金	05-06-30 T501000111	備 考	口座払 2730 ユウチャ	支 店	(1098) N94110006
口座記号番号	05-06-30																	
加入書名	愛媛県郷友会																	
金額	3,000.00																	
依頼人	土井田学 様																	
科 金	05-06-30 T501000111																	
備 考	口座払 2730 ユウチャ																	
支 店	(1098) N94110006																	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日		整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費			
金 額	10,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項	ある日本の会統と歴史の研究			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和5年6月30日	

☆スペースが足りません。振替払込請求書兼受領証を添付してください。

郵便振替代行センター

〒100-0000

* 払込人住所は非表示にしております *

松山市議会議員 土井田 学 様

No. 5496 6 19

日本会議係

05-06-30 1501000111

口座払 2730 ユウチャ

(61098) 94110005

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	会費		
金 額	3,000.00円	按分率	%
特 記 事 項	地方議員ネットワーク		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年8月7日	

☆スペースが足りない場合は、

振替払込請求書兼受領証

口座振替番号	加入者氏名	金額	ご依頼人	料 金	日 附 印
	『明日への選択』地方議員 ネットワーク	¥ 3 0 0 0	松山市内宮町甲63-5 土井田 学 様	05-08-07 T501000111 口座払 2730 ユウちょ	
(61098) N94180008					

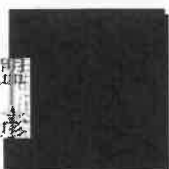
※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年3月31日	整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費		
金 額	3,000.- 円	按分率	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年10月26日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書		令和5年10月26日
土井田 学 様		
下記の金額を領収いたしました。		
金額 3,000円 也		
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として		
松山市議会観光振興議員連盟		
会 長 渡部 克彦		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員は、任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年11月29日		整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	研修費 愛媛県議会			
金 額	2,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項	西条市議会 11月29日			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年11月29日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 土居田 学 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第48回研修会費として 2023年11月29日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 山内 三 西条市樋之口238-5 事務局				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	14
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費 愛媛県就労支援事業者機構			
金 額	1,000.1円		按分率	%
特 記 事 項	就業困難者の支援			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成5年10月17日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和 5 年 10 月 17 日

土井田 学 様

年会費 (1 口 1,000 円)

但し、令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として

上記正に領収しました。

令和5年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目6-42 Iビル102号

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会 長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成6年3月31日		整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費 愛媛拉致議連			
金 額	1,200	円	按分率	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成5年9月12日		

領 収 書

金 1, 2 0 0 円 也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
土 井 田 学 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）

会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年3月31日		整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費 国際地雷処理・地域復興支援会			
金 額	5,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項	国際貢献への理解促進			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年6月6日		

〒799-2654
愛媛県
松山市内宮町甲63-5

土井田 学 様

NO. セコ-23- 67

2023年6月6日

領収書

金額 ￥5,000

個人正会員費 として、上記金額を受領いたしました。



特定非営利活動法人(認定NPO法人)

国際地雷処理・地域復興支援の会

理事長 高山良二

〒790-0011 愛媛県松山市千舟町7-7-3 伊予肥ビル2F
TEL&FAX 089-945-6576

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年7月7日		整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	研修会費 7月7日、1日研修費			
金 額	2,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年7月7日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 土井田 学 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第47回研修会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました 愛媛平成市議の会 会長 大野 達夫 松山市南吉田町1154-19 事務局				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	A 6年3月31日		整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	年会費 (愛媛平成市議会)			
金 額	3,000.- 円		按分率	%
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	A 5年7月7日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 土井田 学 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和5年度会員年会費として 2023年7月7日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 大野立志 松山市南吉田町1154-19 事務局				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

①平成になってからの選挙で選出された市議会議員

②新規加入については、各市会員の推薦が必要

③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名
なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年9月30日	整理番号	19
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	会費		
金 額	2,000.- 円	按分率	%
特 記 事 項	観光振興		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年10月24日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 5 年 10 月 24 日	
土井田 学 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年 4月 7日

改正 平成30年 6月 27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式4)

支 出 伝 票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年3月31日	整理番号	20	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	会費			
金 額	120,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。			
特 記 事 項	勝之介体質、組織策、実績等同一市政、市民相談に 加す。			
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月24日	10,000円	%	10,000円
5月分	5月23日	10,000円	%	10,000円
6月分	6月23日	10,000円	%	10,000円
7月分	7月24日	10,000円	%	10,000円
8月分	8月23日	10,000円	%	10,000円
9月分	9月25日	10,000円	%	10,000円
10月分	10月23日	10,000円	%	10,000円
11月分	11月24日	10,000円	%	10,000円
12月分	12月25日	10,000円	%	10,000円
1月分	1月23日	10,000円	%	10,000円
2月分	2月26日	10,000円	%	10,000円
3月分	3月25日	10,000円	%	10,000円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

20

2023年04月01日 No 000160

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-9364-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2023年04月分 法人会費 (2023年04月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 4. 24
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

収者印

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

2023年05月01日 No 000162

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-9364-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2023年05月分 法人会費 (2023年05月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 5. 23
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

収者印

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

2023年06月01日 No 000170

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-9364-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2023年06月分 法人会費 (2023年06月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 6. 23
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

収者印

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

¥10,000

2023年07月分 法人会費 (2023年07月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 7. 24
年 月 日

20

2023年07月01日 No 000177

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

収者印

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

¥10,000

2023年08月分 法人会費 (2023年08月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 8. 23
年 月 日

2023年08月01日 No 000188

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

収者印

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

領 収 書

土井田学事務所 殿

(00196256)

¥10,000

2023年09月分 法人会費 (2023年09月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 9. 25
年 月 日

2023年09月01日 No 000186

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

収者印

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

領 収 書

20

2023年10月01日 No 000169

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL: 089-987-7020

FAX: 089-987-7021

¥10,000

2023年10月分 法人会費 (2023年10月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023.10.23
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

領 収 書

2023年11月01日 No 000168

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL: 089-987-7020

FAX: 089-987-7021

¥10,000

2023年11月分 法人会費 (2023年11月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023.11.24
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

領 収 書

2023年12月01日 No 000166

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL: 089-987-7020

FAX: 089-987-7021

¥10,000

2023年12月分 法人会費 (2023年12月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023.12.25
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

扱者印

領 収 書

20

2024年01月01日 No 000167

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-6254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2024年01月分 法人会費 (2024年01月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024. 1. 23
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

抜者印

領 収 書

2024年02月01日 No 000164

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-6254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2024年02月分 法人会費 (2024年02月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024. 2. 26
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

抜者印

領 収 書

2024年03月01日 No 000167

土井田学事務所 殿

(00196256)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-6254-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山にぎたつ倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2024年03月分 法人会費 (2024年03月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024. 3. 25
年 月 日

印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

抜者印

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/6	郵送料	200,025円		21
7/8	郵送料	200,214円		22
10/20	郵送料	202,482円		23
12/8	郵送料	202,041円		24
5/9	印刷代	72,600円		25
8/7	印刷代	72,600円		26
11/8	印刷代	72,600円		27
1/11	印刷代	82,500円		28
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		1,105,062円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年4月6日		整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	郵送料			
金 額	200,025 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		令和5年4月6日	
☆スピー	領収書 土田 様 [別納引受] 第二種通常はがき 063 3,175通 ¥200,025 小 計 ¥200,025 郵便物引受合計通数 3,175通 課税計 (10%) ¥200,025 (内消費税等 ¥18,184) 非課税計 ¥0 △計 ¥200,025 お預り クレジット ¥200,025 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時: 2023年 4月 6日 10:53 発行No. 230406A5742 端N62箱01 連絡先: 堀江郵便局 TEL: 089-978-0925			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年7月18日		整理番号	22
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	郵便料			
金 額	200,214 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年7月18日		
☆スパー 領収書 様 「別納引受」 第二種通常はがき ⑥3 3,178通 ¥200,214 小 計 ¥200,214 郵便物引受合計通数 3,178通 課税計(10%) ¥200,214 (内消費税等 ¥18,201) 非課税計 ¥0 合計 ¥200,214 お預り クレジット ¥200,214 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2023年7月18日 15:39 発行No.230718A8840 端N62箱01 連絡先：堀江郵便局 TEL:089-978-0925 クレジット売上票 してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 5 年 10 月 20 日		整理番号	23
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	郵送料			
金 額	202,482 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	R 5 年 10 月 20 日		
☆ス	領収書 田 様 [別納引受] 第二種通常はがき 063 3,214通 ¥202,482 小 計 ¥202,482 郵便物引受合計通数 3,214通 課税計(10%) ¥202,482 (内消費税等(10%) ¥18,407 非課税計 ¥0 △計 ¥202,482 口計 お預り クレジット ¥202,482 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2023年10月20日 10:35 発行No. 231020A1616 端N62箱01 連絡先: 堀江郵便局 TEL: 089-978-0925			

クレジット売上票

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	A 5年12月28日		整理番号	24
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
使 途 及 び 内 容 等	郵便料			
金 額	202,041 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		A 5年12月28日	
☆スペース てください。				
領収書 様 [別納引受] 第二種通常はがき 063 3,207通 ¥202,041 小 計 ¥202,041 郵便物引受合計通数 3,207通 課税計(10%) ¥202,041 (内消費税等(10%) ¥18,367 非課税計 ¥0 合計 ¥202,041 日計 お預り クレジット ¥202,041 〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 登録番号 T1010001112577 取扱日時: 2023年12月28日 16:36 発行No. 231228A4028 端N62箱01 連絡先: 堀江郵便局 TEL: 089-978-0925 クレジット売上票				

※ 債務確定日は、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	平成 5 年 5 月 9 日	整理番号	25
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	印刷代		
金 額	72,600 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	平成 5 年 5 月 9 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

田 中 様

様

No. _____

金 額

¥ 72,600 -

内 訳 銀行振込
現 金
小 切 手
手 形
消費税額等(%)

但

議会の印刷代として

平成 5 年 5 月 9 日 上記正に領収いたしました

愛媛県松山市堀寺1丁目7番19-4号

株式会社 パルス・デザイン

代表取締役 大 内 智 樹

TEL089-932-1131 FAX089-932-1137



GR1619

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R5年8月7日		整理番号	26
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	印刷代			
金 額	72,600 円		按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		R5年8月7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

領 収 証

土井田 学 様

様

No. _____

金 額

¥72,600-

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

但 録金お印刷代もに

R5年8月7日 上記正に領収いたしました

愛媛県松山市畑寺1丁目7番19-4号

株式会社 パルス・デザイン

代表取締役 大 内 智 樹

TEL089-932-1131 FAX089-932-1137

収入印紙



※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	R 5 年 11 月 8 日		整理番号	27
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	印刷代			
金 額	72,600 円		按分率	100 %
特 記 事 項				

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

R 5 年 11 月 8 日

☆ス

ひめきん カードサービスご利用控

ださい。

無断に利用いただきありがとうございます。
ただしそのご利用明細は下記のとおりでございます。
内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引年月日	時刻	お取引区分
05-11-08	10.14	振込
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号
科目	振込手数料	お取引金額
普通	*****	¥72,600.
万円	千円	利用手数料
***	***	*****
取扱店 機番	お取引後 残高	
56 3		
フツウ (カ)ハ°ルス.チ°サイン サマアチ ト°イダ° マナフ° サマ 089-932-1131		

愛媛銀行

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	第 6 年 / 月 / 日	整理番号	28
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	印刷代		
金 額	82,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

第 6 年 / 月 / 日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ひめぎん カードサービスご利用控

毎度ご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引年月日	時刻	お取引区分
06-01-11	14.06	振込
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号
科 目	振込手数料	お取引金額
普通	*****	¥82,500.
万円	お 取 引 金 額	利用手数料
***	***	***
取扱店 機番	お 取 引 後 残 高	
56 3		
フツウ		
(カ)ハ°ルス.チ°サ°イン サマアテ		
ト°イタ° マナフ° サマ		
089-932-1131		

愛媛銀行

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。